

# 精神障害者コミュニティサロン 障害者相談支援事業所が

## 石巻駅前オープンします

市では、平成19年4月から、社会福祉法人石巻祥心会に委託し、精神に障害をお持ちの方が気軽に集え、いろいろな活動を行える場（コミュニティサロン）と、身体、知的、精神に障害をお持ちの方からの各種相談に応じる場（相談支援事業所）を、石巻駅前の空き店舗を活用し開設します。

### 精神障害者 コミュニティサロン

「なかなか外に出ることができない」、「人と接するのが苦手」、「友達が欲しい」といった地域で暮らす精神障害の方が、自由に集い、いろいろな活動ができる場として、「コミュニティサロン」を開設します。

サロンのスタッフは、各種当事者活動やピアカウンセリングなどを通じ、病気の再発予防を図るとともに、社会復帰および自立に向けた活動の「お手伝い」をしていきます。

興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

#### 利用できる方

石巻圏域に住所を有する在宅の方で、精神に障害をお持ちの方

### 障害者相談支援事業所

障害者相談支援事業所については、これまで八幡町二丁目に開設していましたが、利用される方々の利便性を考慮し、石巻駅前に移転開設します。

お気軽にご相談ください。

#### 利用できる方

身体、知的、精神に障害をお持ちの方およびその家族など

#### 相談内容

福祉サービスの利用、住宅、就労、年金・手当、財産管理、成年後見制度など

#### 相談費用

無料

#### 開所日・開所時間

週に5日間開所  
1日のうち8時間以内

#### 活動内容

利用される方の自主性を尊重しながら、日々の活動メニューを決定します。

創作活動、茶話会、調理実習、スポーツ、音楽鑑賞、レクリエーション、読書、買い物など

#### 費用負担

無料。ただし、飲食費、活動に伴う材料費・交通費などは自己負担となります。

#### 利用手続

①利用申請書をサロンに提出します。

②社会福祉事務所において、利用申請内容および本人との面接により、サロン利用の可否を決定します。

#### 【場所・お問い合わせ先】

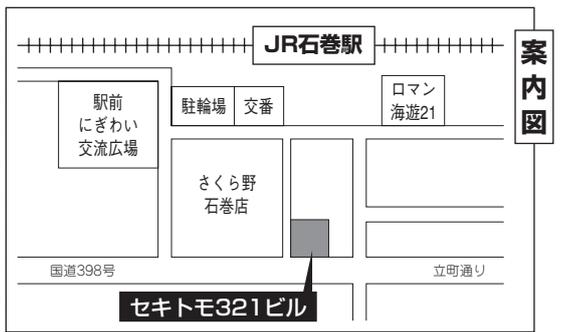
石巻市穀町12・5  
セキトモ321ビル

- 一階  
障害児(者)相談支援事業所  
フリースペース「KAI」
- 二階  
コミュニティサロン

☎93・2924

FAX93・2954

問 障害福祉課（内線387・624）



### その他の新規事業

#### 社会参加促進事業費補助金

スポーツ、レクリエーション、文化活動などにより、障害児者の社会参加促進を図る事業を実施する障害者団体および障害児者の支援を目的とする団体に、事業の促進のため、補助金を交付します。

#### 障害者地域活動支援センター

これまで、福祉作業所として活動していた「みどり園」、「かしわホーム」、「希望の里」、「はまなす」、「こころ・さをり」、「コスモス」の6施設が、平成19年4月より、障害者地域活動支援センターへ移行します。

### 福祉タクシーと 自動車燃料費助成

心身に重度の障害のある方が通院や社会活動に参加するためにタクシーや家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や燃料費の一部を助成しています。

対象者（障害をお持ちの方本人の市民税が非課税で、次のいずれかに該当する方）

- 身体障害者手帳「1～3級」の方（ただし、3級の方は、肢体不自由者、在宅酸素療法者に限りません）
- 療育手帳「A」の方
- 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方

#### 助成内容

小型タクシーや寝台車、リフト付きタクシーを利用する場合または指定給油所で燃料を給油する場合に利用できる「福祉タクシー・自動車燃料費共通助成券」を、1月当たり3枚交付します。

※昨年度とは、対象者の所得要件、助成内容などに変更がありますので、ご注意ください。

問 障害福祉課（内線384・387・482）・各総合支所保健福祉課

ごせんじ  
ですか？

## (特別)児童扶養手当・ 母子・父子家庭医療費助成制度

### 児童扶養手当

父親がいない家庭などで次の児童の母、またはその児童を養育している方に支給されます。

#### 〔対象児童〕

- 父母が離婚した児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害者である児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父から1年以上遺棄されている児童
- 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母から生まれた児童
- 遺族年金などの公的年金受給者や施設入所者などは手当が支給されません。

※これまで、支給要件に該当した日から5年を経過すると、請求できない規定になっていましたが、平成15年4月から、この規則が廃止され、いつでも請求することができますことになりました。(ただし、平成15年4月1日現在で、すでに5年を経過している方は除かれます)

#### 〔手当月額〕

(物価スライドなどにより改定される場合があります)

#### 児童一人の場合

全部支給 41,720円  
一部支給 41,710円、  
9,850円の間10円  
単位で区分

- ※2人目 5,000円加算
- ※3人目以降 一人につき  
3,000円加算

### 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。

※所定の診断書により障害の程度を判定しますが、療育手帳

「A」に該当するときや、身体障害者手帳の1級と2級および3級と4級の一部に該当するとき(内部障害は除く)は、診断書を省略できる場合があります。

※児童が福祉施設に入所しているときや、障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

#### 〔手当月額〕

(物価スライドなどにより改定される場合があります)

- 1級 50,750円
- 2級 33,800円

### 母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。

健康保険などにより、本人の負担する額から、入院の場合は、1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きま

す。 ※いずれの制度も所得制限がありません。

### 今月は児童扶養手当の 支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給および一部支給者について、12月から3月までの4カ月分を4月11日(水)に指定の銀行口座へ振り込みします。

☎ 子ども家庭課(内線424・502)  
・各総合支所保健福祉課

## 4月1日から組織機構を変更します

簡素で効率的な行政組織への再編の一環として、課の統廃合と事務事業の整理統合を行います。

### ●高齢者医療制度対策室の設置

平成20年4月から導入される75歳以上の後期高齢者を対象とした医療保険制度に対応するため、新たに生活環境部内に高齢者医療制度対策室を設置します。

### ●廃棄物対策課の設置

石巻西部地区の燃やせるごみ等収集業務の民間委託および現在、環境対策課が所管するごみ減量化業務の移管などに対応するため廃棄物処理課の名称を廃棄物対策課に改めます。

### ●福祉計画策定室の廃止

地域福祉計画に係る策定業務の完了に伴い、福祉計画策定室を廃止します。

### ●毛利コレクション整備推進室の廃止・統合

教育委員会内の芸術・文化事業との連携、事務の効率化を図るため、毛利コレクション整備推進室を廃止し、生涯学習課と統合します。

### ●桃生学校給食センターの廃止・統合

桃生学校給食センターは、老朽化が著しいため廃止し、河南学校給食センターと統合します。



☎ 人事課(内線218)